

登園停止以外の感染症確認書・登園届（保護者記入）

該当疾患に✓ をして下さい	疾患名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 ノロ、ロタ、アデノウイルス	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	伝染性膿痂疹（とびひ）	治療を受け改善傾向にあること
	その他 ()	

— 保護者の皆様へ —

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことは勿論、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

上記の感染症については「登園のめやす」や「入園のしおり」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基準となります。医師が登園可能と診断した場合も、状態を見て保育園側で登園をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

登 園 届

まきば保育園園長 様

クラス

園児名

(医療機関名)

において、令和 年 月 日に受診し上記疾患の診断を受けましたが、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されました・判断しました ので（登園日） から登園いたします。

その際、医師から指導がありましたので下記に記入いたします。

(提出日) 令和 年 月 日 保護者名

インフルエンザ登園届(罹患報告書)

組 名前

インフルエンザ [A型・B型] が発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、且つ、解熱後3日（幼児・乳児の場合は3日になっております）を経過しました。学校保健安全法施行規則第19条に則り、他に感染症の恐れがないと判断しますので登園いたします。

年 月 日 保護者名

下記の表に記入をお願いします。

1. 発症後の経過日数

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日付記入欄	/	/	/	/	/	/	① /

2. 解熱後の経過日数

	解熱日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
日付記入欄	/	/	/	/	② /

受診病院名

受診日

表の①、②のうち、日付の**遅い方**が登園可能日となります。

※上記 [A型・B型] のいずれかに必ず○で囲んで下さい。

※インフルエンザに罹患したことがわかる証明書を病院から頂いた場合はお持ち下さい。

例	発症日	発症後 5日間 (出席停止期間)					発症後 5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 →								
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 →							
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 →						
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 →					

まきば保育園 様

コロナウイルス感染症登園届(罹患報告書)

組 名前

コロナウイルス感染症が発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、且つ、症状が軽快した後1日を経過しました。学校保健安全法施行規則第19条に則り他に感染症の恐れがないと判断しますので登園いたします。

年 月 日 保護者名

下記の表に記入をお願いします。

1. 発症後の経過日数

無症状の感染症の場合は、検体採取日を0日として5日を経過する事
但し、途中で症状が出現した場合は園までご連絡ください。

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
日付記入欄	/	/	/	/	/	/

2. 症状軽快後1日を経過していること

※軽快症状とは解熱剤を使用せず、解熱し、且つ咳・鼻水・のどの痛みが改善傾向にあることを指します。

	軽快日 0日目	1日目
日付記入欄	/	/

受診病院名

受診日

※コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる証明書を病院から頂いた場合はお持ち下さい。

